

魚津市告示第83号

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月21日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項で規定する間接補助金を地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金として交付することについて、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助金の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としないこととする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するとき。

(2) 法人にあっては、役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当するとき。

(3) 法人でない団体にあつては、団体の代表者が暴力団員に該当するとき。

(4) 個人にあつては、暴力団員に該当するとき。

(補助金の交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第1号別紙1)

(2) 申請者の登記事項証明書の写し

(3) 役員等氏名一覧表(様式第1号別紙2)

(4) 補助対象設備の見積書の写し

(5) 太陽光発電設備の設置に係る誓約書(様式第1号別紙3)

(6) PPA事業実施に係る承諾書(様式第1号別紙4)

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

(変更等の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

(1) 役員の変更

(2) 事業所の所在地の変更(市外への移転を除く。)

(3) 連絡先の変更

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が軽微な変更と認める事項

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下この条において「取得財産等」という。)について、管理す

るための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(2) 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び機具、備品及びその他の重要な財産とする。

(3) 適正化法第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

(4) 補助事業者は、市長の承認を受けずに、取得財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。

(5) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができる。

2 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この条において「基準」という。）の例による。

3 基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、速やかに補助事業の完了予定期日変更報告書（様式第5号）を市長に提出し、その旨を報告するものとする。

2 第11条による実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度実績報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

（交付の決定の取消し）

第9条 市長は、規則第8条第3項及び第15条の規定により交付の決定を取り消したときは、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金取消通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（報告等）

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 実績報告書個票

（2） 施工前後の写真

（3） 補助対象事業契約書の写し

（4） 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により額の確定通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない

（補助金の額の再確定）

第14条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、速やかに第11条の規定に準じ当該経費を減額して作成した実績報告書を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 国交付要綱、適正化法、規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、第9条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第16条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第3号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(実施細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和5年3月27日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第5条の規定による交付決定を受けている者に係る第9条及び第14条から第16条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

重点対策加速化事業

自家消費型太陽光発電設備（P P A）

補助金の目的	P P Aによる太陽光発電設備整備費費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者	P P A事業者（需要家に対してP P Aにより電気を供給する事業者）
補助対象事業	自家消費型太陽光発電設備をP P Aにより設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2（2）ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額	5万円／kW（事業用として事業所に設置されるもの） 7万円／kW（家庭用として住宅等に設置されるもの）

魚津市長 あて

(申請者) 郵便番号
住所又は所在地
ふりがな
氏名又は名称
電話番号

魚津地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請する補助金の種類と交付申請額

- (1) 補助金の種類 _____
(2) 補助金申請額 _____円

2 事業期間

_____年 月 日 から _____年 月 日 まで

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
(2) 申請者の登記事項証明書の写し
(3) 役員等氏名一覧表（様式第1号別紙2）
(4) 補助対象設備の見積書の写し
(5) 太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第1号別紙3）
(6) PPA事業実施に係る承諾書（様式第1号別紙4）
(7) その他（ _____ ）

※ 提出する書類にチェックを記入してください。

4 本件担当者の氏名、連絡先等（申請者が法人の場合のみ）

担当者所属		電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

事業計画書

申請者氏名又は名称 _____

補助対象設備を設置する建築物の所在地		
補助対象設備を設置する建築物の区分	事業所 ・ 家庭	
工事着工予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
施工業者	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	担当者氏名	
太陽光電池モジュール	メーカー名	
	型式	
	台数	
	出力	
パワーコンディショナー	メーカー名	
	型式	
	台数	
	出力	
太陽光発電設備の最大出力	<p style="text-align: right;">kW</p> <p style="text-align: center;">(小数点第 2 位未満切り捨て)</p>	
補助金交付申請額 (事業用：最大出力×5万円) (家庭用：最大出力×7万円)	千円	

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

この表に記載された全ての者は、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進事業重点対策加速化事業補助金の交付申請にあたり、申請者（申請者が法人の場合は、代表者及び役員をいう。）に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報をもって、富山県警察本部に照会することについて、同意します。

申請者氏名又は名称 _____

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	住所

- ※ 申請者が個人の場合は、役職名の欄は空欄としてください。
- ※ 行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

太陽光発電設備の設置に係る誓約書

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（自家消費型太陽光発電設備）の交付を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。
- 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- 4 再エネ特措法に基づく資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。
- 5 次の各号をすべて遵守していること。
 - （1） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - （2） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。
 - （3） 防災、環境保全及び景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - （4） 再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について（2017年7月14日付け資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）に規定する「一の場所」に設置される分割案件でないこと。
 - （5） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、原則として、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号、運転開始年月日並びに本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
 - （6） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試

験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

(7) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

(8) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

(9) 防災、環境保全又は景観保全の観点から、計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止、自然破壊及び近隣への配慮を行うよう努めること。

(10) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（魚津市の条例等を含む。）の規定を遵守すること。

(11) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、資源エネルギー庁が定める廃棄等費用積立ガイドラインを参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(12) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

6 PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付額がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の5分の4とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）終了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

7 リース契約の場合は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。

(2) リース料金から交付金額相当分が控除されていること。

(3) 本事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(4) リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで

継続的に使用することを担保すること。

- 8 発電した電力量のうち、住宅においては30パーセント以上、事業所においては50パーセント以上を、申請した住宅又は事業所の敷地内で自ら消費すること。
- 9 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、需要家以外に環境価値の取引を行わないこと。
- 10 補助対象設備について、本補助金の他に、国及び自治体等の負担又は補助を受けていないこと。
- 11 法定耐用年数を経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できる見込みがあること。

年 月 日

申請者氏名 (法人にあっては名称)	
代表者名 (法人のみ)	

魚津市長

あて

所有者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

P P A 事業実施に係る承諾書

私が所有する次の（事業所・家庭）に、補助金交付申請者が魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金を受けて次の設備を設置することを承諾します。また、申請者の申請内容及び交付に係る要件について協議し、同意していることを報告します。

<p>（事業所・家庭）の所在地</p>	
<p>補助金交付申請者</p>	<p>住所又は所在地 氏名又は名称 電話</p>
<p>設置する設備</p>	<p>太陽光発電設備（法定耐用年数：17年）</p>
<p>設置する期間</p>	

様式第 2 号（第 5 条関係）

魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業交付（
不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった魚津市地域脱炭素移行・再エネ
推進重点対策加速化事業補助金について、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推
進重点対策加速化事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき次のとおり決定
したので、通知する。

年 月 日

魚津市長



1 交付します。（交付しません。）

交付決定額 金 円

（1） 補助金の交付決定を受けた者は、補助金に係る経理について収支
を明確にした証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた後、5年間
保存しなければならない。ただし、取得財産等について第 7 条第 1 項 3
号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳そ
の他関係書類を保存しなければならない。

（2） 市長は、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業
補助金交付要綱第 9 条の定めるところにより、補助金の交付決定を受け
た者の不正等を理由として、補助金の交付決定を取り消した場合におい
て、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて既に交付された
補助金の返還を命じるものとする。

2 交付しない理由

魚津市長

あて

(申請者) 郵便番号
住所又は所在地
ふりがな
氏名又は名称
電話番号

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
変更承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号により交付決定を受けた魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進事業重点対策加速化事業補助金について、次のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

1 補助金の種類と変更申請額

補助金の種類	交付決定額(A)	変更申請額(B)	差引(=B - A)
	円	円	円
合計	円	円	円

※ 変更後の事業計画（様式第3号別紙1）を添付すること。

2 変更理由

3 変更後の事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 本件担当者の氏名、連絡先等（申請者が法人の場合のみ）

担当者所属		電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
変更事業計画書

申請者氏名又は名称 _____

1 変更後計画

補助対象設備を設置する建築物の所在地		
補助対象設備を設置する建築物の区分	事業所 ・ 家庭	
工事着工予定日	年	月 日
工事完了予定日	年	月 日
施工業者	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	担当者氏名	
太陽光電池モジュール	メーカー名	
	型式	
	台数	
	出力	
パワーコンディショナー	メーカー名	
	型式	
	台数	
	出力	
太陽光発電設備の最大出力	kW (小数点第 2 位未満切り捨て)	
補助金交付申請額 (事業用：最大出力×5万円) (家庭用：最大出力×7万円)	円	

2 変更の理由

様式第4号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業に係る取組の事業内容の変更について、次のとおり承認することに決定したので、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知する。

年 月 日

魚津市長



1 変更内容

2 変更交付決定額 金 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

(申請者) 郵便番号
住所又は所在地
ふりがな
氏名又は名称
電話番号

完了予定期日変更報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号により交付決定を受けた魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進事業重点対策加速化事業補助金について、次のとおり完了予定期日の変更を報告します。

1 完了予定期日の変更

変更前	年 月 日
変更後	年 月 日

2 変更理由

3 本件に係る連絡先

様式第 6 号（第 9 条関係）

魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
取消通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金については、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき下記のとおり通知する。

年 月 日

魚津市長



1 取消の理由

2 交付金額 金 円

3 交付決定取消額

魚津市長 あて

(申請者) 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
実績報告書

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、必要書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定日及び交付決定通知番号

交付決定日	交付決定通知番号
年 月 日	魚津市指令 第 号

2 補助金実績額

補助金の種類	補助金実績額
	円
実績額合計	円

3 添付書類

- (1) 実績報告書個票
- (2) 施工前後の写真
- (3) 補助対象事業契約書の写し
- (4) その他 ()

4 本件担当者の氏名、連絡先等（申請者が法人の場合のみ）

担当者所属		電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

様式第 8 号（第12条関係）

魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
交付額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金については、魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、交付額を下記のとおり通知する。

年 月 日

魚津市長



記

確定額 金 円

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

（申請者）住所又は所在地
氏名又は名称

印

魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で額の確定通知のあった魚津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込み先

金融機関名		支店名	
金融機関コード		店舗コード	
普通・当座	口座番号		
フリガナ			
口座名義			

申請者
作成者氏名
作成者連絡先

重点対策加速化事業補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【自家消費型太陽光発電設備（PPA）】

【基本情報】

補助対象設備を設置する建築物の所在地		
補助対象設備を設置する建築物の区分	事業所	・ 家庭
工事着工日	年	月 日
工事完了日	年	月 日
施工業者	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	担当者氏名	
太陽光電池モジュール	メーカー名	
	型式	
	台数	
	出力	
パワーコンディショナー	メーカー名	
	型式	
	台数	
	出力	
太陽光発電設備の最大出力	k W (小数点第2位未満切り捨て)	
サービス料総額	補助金控除前 (A)	円
	補助金控除後 (B)	円
	差引 (= B - A)	円
補助金交付申請額 (事業用：最大出力×5万円) (家庭用：最大出力×7万円)	円	